

公金の債権回収業務に関する質問等(分類別)

債権回収組織の一元化について	
	一元化のための債権管理システム対応の有無(無の場合には、代わりとなる対応方法)
	収納対策課への債権の移管基準
	複数の債権が回収された場合の充当の優先度
	一元化のために整理すべき課題や債権管理をより効率的に実施できる具体的な方法
	税外未収債権に対する効果的な全庁的進行管理の方法・体制
	組織を一元化による効果・課題
	人材の配置, 担当課との連携の仕方, 役割分担や情報共有の範囲, 総合的管理責任の所在
情報の共有等について	
	税情報の共有化(共有化できるとした場合の根拠)
	無理のない納付計画を誓約させるためには、各債権間の納付情報や市税の所得情報など、個人情報の共有化は業務上不可欠
	自治体内の情報共有化の拡大
	情報の共有にあたり整理すべき課題や債権管理をより効率的に実施できる具体的な方法
	強制徴収債権と非強制徴収債権との重複事案を扱う場合、財産情報等の活用が許容される範囲や解釈
	強制徴収できない債権の財産調査方法
	強制徴収できない債権について、地方税法第20条の11のような官公所への協力要請の可否
	非強制徴収債権の調査権付与の可能性
	所管課が個別に行う場合と徴収業務の一元化を図った場合(重複事案を一つの課で行うなど)で、情報の活用と処理の妥当性の違い
	他課との情報共有が不十分, 対応の温度差。
その他(質問)	
	私債権における元本と遅延損害金(延滞金)の充当順序について(元本優先か遅延損害金優先か)
	滞納が始まる以前からの官側の対策事例
	サービスが受託可能な業務範囲(弁護士・認定司法書士との違い)

公金の債権回収業務に関する質問等(分類別)

<p>その他(質問)つづき</p>	<p>地方自治法施行令第158条第1項(歳入の徴収又は収納の委託)からは「貸付金の遅延損害金」の収納業務の委託ができない理由</p> <p>滞納者の勤務先が給与照会に応じない場合の対処法や給与差押に応じない場合の対応。取立て訴訟を行っている場合はその内容。</p> <p>市外転出者に対する滞納整理。</p> <p>督促訪問時等に一部納付意思表示をした場合の対応方法(分割納付の手続きまでには至らず、通常はその場で受領できない)</p> <p>債権放棄を行うときの基準の有無・内容</p> <p>税外未収債権の回収業務に携わる職員の研修の内容</p> <p>翌年度課税の住民税, 車検のないバイクの軽自税の徴収</p> <p>登記において, 実在しなくなった法人や始めから海外居住の不動産所有者への処遇</p> <p>生活保護法の第63条・第78条にかかる返還金の効果的な回収方法</p> <p>国民健康保険料の不当利得の返還金も上記と同様に各自治体の回収状況及び回収の方法</p> <p>債務名義を取得してから効果的な換価・配当までに至る方法</p> <p>私債権の効果的な督促方法として、年に一度全庁纏めて送付することの可否</p> <p>遠隔地を裁判籍とする口頭弁論の進め方について、第一審の行政区を抱える自治体職員に委任する方法など効果的な対応方法</p>
<p>その他(要望)</p>	<p>合理的な債権管理を行うための地方自治法施行令第171条の5の徴収停止の具体的要件の規定</p> <p>第三者の権利を害さない場合における公租公課の充当自由化</p> <p>無剰余公売の解禁</p> <p>公債権、私債権の区分及び該当する法律条文の明確化</p> <p>「地方税の滞納処分の例」による滞納処分ができる債権について、国税徴収法の適用条項がどこまであるのかを明確化</p> <p>財産調査の権限の明確化及び、国の機関(国税庁)への協力</p> <p>各省庁縦割り行政による債権管理の弊害の改善</p> <p>支払督促オンラインシステムの取扱いについて、現在6類型に加え自治体債権を追加</p>